○関東地方整備局告示第三百六十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
横浜市金沢区釜利谷町字清戸奥二三二八番一から鎌倉市岩瀬三一・九〇～一三〇・〇〇メートル	四・三三四キロメートル	
横浜市栄区笠間五丁目一二六番一から同市栄区飯島町字滝ヶ久保二三三番二まで	一八・二六～五八・六六メートル	〇・九七〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
横浜市金沢区釜利谷町字清戸奥二三二八番一から鎌倉市岩瀬三一・九〇～一三〇・〇〇メートル	四・三三四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月十一日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　日向延岡新産業都市計画道路事業三・四・三十五号富高財光寺通線

三　事業施行期間　自平成二十四年十月十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮崎県日向市中町地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月十一日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　高鍋都市計画道路事業三・六・六号菖蒲池上江線

三　事業施行期間　自平成二十四年十月十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮崎県児湯郡高鍋町大字上江字馬場原、字中嶋、字鴨作及び字川田地内

使用の部分　なし

人事異動

内閣

財務大臣　城島　正光（城島　光力）

国際通貨基金総務会総務たる日本政府代表を命ずる

国際復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

欧州復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

米州開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

アジア開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

アフリカ開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

多数国間投資保証機関総務会総務たる日本政府代表を命ずる

国際通貨基金の国際通貨金融委員会委員たる日本政府代表を命ずる

開発途上国に対する実物資源の移転に関する国際復興開発銀行及び国際通貨基金の総務会合同大臣委員会委員たる日本政府代表を命ずる

投資紛争解決国際センター理事会代表者たる日本政府代表を命ずる

外務審議官　鶴岡　公二

多数国間投資保証機関総務会総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

総務大臣政務官　森田　高（カタール国駐箚）特命全権大使　門司健次郎

第二十五回万国郵便連合大会議日本政府代表を命ずる

期間は平成二十四年十月二十九日までとする（各通）

（大臣官房審議官）財務事務官　武内　良樹

国際農業開発基金総務会総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

（地球環境ファシリティ事務局長）同　石井菜穂子

国際農業開発基金総務会総務代理たる日本政府代表代理を免ずる

財務官　中尾　武彦（国際局長）財務事務官　山崎　達雄（国際局次長）同　浅川　雅嗣（大臣官房審議官）同　鷲見　周久（同）同　武内　良樹（大臣官房参事官）同　梶川　幹夫（日本銀行理事）　中曽　宏（国際通貨基金理事）財務事務官　門間　大吉（国際復興開発銀行理事）同　鈴木　英明

国際通貨基金第六十七次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

国際復興開発銀行第六十七次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

国際金融公社第五十六次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

国際開発協会第五十二次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十四年十月二十六日までとする（各通）

財務官　中尾　武彦（国際局長）財務事務官　山崎　達雄（国際局次長）同　浅川　雅嗣（大臣官房審議官）同　鷲見　周久（同）同　武内　良樹（大臣官房参事官）同　梶川　幹夫（国際復興開発銀行理事）同　鈴木　英明

多数国間投資保証機関第二十五次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十四年十月二十六日までとする（各通）

（在ロシア日本国大使館公使）外務事務官　道井緑一郎

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会モスクワ委員会委員を命ずる

（欧州連合日本政府代表部公使）同　宮川　学

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会モスクワ委員会委員を免ずる（以上十月五日）